

暮らしの中の税金

問合せ 市税収納課番 983・2629

◆11月11日(土)～17日(金)は「税を考える週間」・11月～12月は県の「滞納整理強化月間」です◆

毎年11月11日～17日は国の「税を考える週間」、11月～12月は県の「滞納整理強化月間」に定められています。この機会に、家庭や職場などで私たちのくらしと税について考え、納税について見直してみませんか。



税金はこんなところに

快適な暮らしやまちづくり、公共サービスの提供は、市県民税や固定資産税、軽自動車税など、皆さんに納めていただく税金のおかげで実現しています。皆さんの税金なくして、快適で住みやすい街は作れません。

快適な生活のために



ごみ収集



無電柱化で
災害対策



道路整備で
便利な街に

教育のために



小中学校の
改修

健康を保つために



健診や
ワクチン接種
など



スマート
ウェルネスの
取り組み



思わぬ未納にご注意

普段税金を納めていても、転職や引っ越し、土地家屋・車・バイクの売買などによって課税状況が変わることで、金額が大きく変わったり、見落としてしまったりすることがあります。以下のようなときに、思わぬ未納が発生してしまうこともありますのでご注意ください。

市県民税	・転職などで市県民税の天引きがなくなったとき ・退職などで昨年から収入が大きく変わったとき ・収入申告の遅れがあったり修正申告をしたとき ・不動産などの売却で大きな収入があったとき	問合せ 課税課 市民税係 ☎ 983・2626
固定資産税	・親族が亡くなり相続を行ったとき ・新たに土地家屋を取得したとき ・新たに事業を開始し償却資産を取得したとき	課税課 資産税係 ☎ 983・2627
軽自動車税	・廃車(廃ナンバー)の手続きが漏れていたとき ・バイクを譲渡したが名義変更がされていないとき	課税課 庶務係 ☎ 983・2625
国民健康保険税	・就職・退職で社会保険に加入・脱退したとき ・家族が国民健康保険に加入または脱退したとき ・市外から転入または転出したとき ・収入申告が遅れたとき	課税課 市民税係 ☎ 983・2626



税を考える週間 (11月11日(土)～17日(金))

11月11日(土)～17日(金)の「税を考える週間」に合わせて、図書館で税金に関する展示を行います。

小学生の入賞作品 税に関するポスター・習字展

市内の小学6年生の入賞作品を展示します。力作を鑑賞し、税に関する理解と関心を深めましょう。

時 11月1日(水)～29日(水)

午前9時30分～午後5時
(月曜日は休館)

場 図書館本館1階

児童図書コーナー



図書館企画展示 「税金と紙幣について学ぼう」

時 11月1日(水)～29日(水)

午前9時30分～午後7時

(土・日・祝日は午後5時まで、月曜日は休館)

場 図書館本館1階

内税に関する本・資料の紹介、税金や紙幣に関するパネル展示、税金クイズのほか、子どもが楽しく学べるコーナーもあります。また、税に対する理解と納税意識を深め、正しい申告と納期内納税を促進するための「県税広報コーナー」も設置。



納期をお忘れなく

納期を守り、納め忘れに気をつけましょう。口座振替や、キャッシュレス納付など、自分にあった納付方法をご利用ください。

■納期限 10月31日(火)

- ▶市県民税（普通徴収）第3期
- ▶国民健康保険税（普通徴収）第4期
- ▶介護保険料第4期
- ▶後期高齢者医療保険料第3期

■口座振替のご案内

納期ごとに金融機関へ行くことが難しい場合には、口座振替がおすすめです。振替依頼用紙は市内各金融機関、郵便局、市役所にあります。

■金融機関、コンビニ以外にも地方税統一QRコード(eL-QR)で納付ができます

▶納付できる税目…市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)

▶納付方法

- ①全国の地方税統一QR対応金融機関
- ②スマホ決済アプリ
- ③その他（クレジットカード、インターネットバンキングなど）



▲納付方法の
詳細はこちら



国民健康保険税の納付済額

令和5年中に納付した国民健康保険税の額を記載したはがき「確定申告用納付済額のお知らせ」を、令和6年1月中旬に発送します。所得税や住民税申告で社会保険料控除を受けるときの参考にご使用ください。

■年内に必要な場合はご連絡ください

年末調整などで「確定申告用納付済額のお知らせ」が年内に必要な場合は、市税収納課へ直接ご連絡ください。

※送付時点の納付済額をお知らせします。

※納税義務者である世帯主の氏名で発行します。

連絡先 市税収納課 ☎ 983・2628

◆納税で困ったときには早めの相談を◆

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に収めることが困難な人は、一人で悩まずお早めにご相談ください。放置してしまうと、延滞金の発生や、納付がますます困難になるなど、状況は悪くなってしまいます。

また、一括納付が困難な場合は、収支状況などを確認の上、納付計画の相談に応じています。まずは、ご相談ください。

場所	市役所西館1階 市税収納課 ☎ 983・2629
平日	午前8時30分～午後5時15分
夜間 相談	毎月第2・4金曜日 (12月と2月は第2・3金曜日に実施) 午後5時15分～7時30分
休日 相談	毎月第3日曜日 午前9時～正午